

(証券コード8091)
平成28年6月8日

株 主 各 位

東京都品川区東品川二丁目2番20号

ニチモウ株式会社

代表取締役 松 本 和 明
社 長

第130回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都品川区東品川二丁目3番15号
第一ホテル東京シーフォート 28階「トップ・オブ・ザ・ベイ」
 3. 目的事項
 1. 報告事項
第130期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第130期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |

4. その他株主総会招集に関する事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nichimo.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀の金融政策などを背景に、緩やかな回復傾向が続いているものの、資源価格の下落により新興国経済が下振れし、金融資本市場の不安定な変動が海外経済にも影響を及ぼすなど、景気は依然として不透明な状況で推移いたしました。

このような経済環境のなか、当社グループの事業基盤であります水産、水産加工・流通、食品の各分野におきましては、世界的な水産物需要の拡大にともなう買付競争が激化する一方で、依然として原料高・製品安の市場構造から脱却できず、消費マインドも低調に推移するなど、大変厳しい環境下にありました。

このような情勢のもとで、当社グループは、中期経営計画「第128期3ヵ年経営計画」の最終年度として、事業の枠を越えた人材と組織の連携強化を図るとともに、当社グループならではの強みを活かした営業展開を推し進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,092億16百万円（前連結会計年度比5億25百万円増）、営業利益は16億76百万円（前連結会計年度比8億26百万円増）、経常利益は13億73百万円（前連結会計年度比8億98百万円増）となりました。

特別損益におきましては、1億10百万円を特別利益として計上し、特別損失として減損損失3億18百万円など4億21百万円を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は5億85百万円（前連結会計年度比3億45百万円増）となりました。

次に事業別の概況をご報告申し上げます。

### <食品事業>

すり身部門では、原料相場が上昇し、売上は増加いたしました。販売価格に転嫁が進まず、営業利益は前連結会計年度並みとなりました。鮮凍水産物部門では、カニはロシアからの搬入量が減少したことにより原料相場が高騰したものの、通信販売業者など販路開拓に努めました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。助子は原料買付価格が下落し、売上は減少いたしました。製品の生産効率の改善に努めました結果、営業利益は増加いたしました。一方、北方凍魚は原料相場の下落や取扱量の減少に加え、凍魚加工品の販売も振るわず、売上、営業利益ともに大きく減少いたしました。加工食品部門では、サケ・マス加工品の販売は低調に推移いたしましたものの、ツナにおいてコンビニ向けの販売などが伸びました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は675億70百万円（前連結会計年度比27億39百万円減）、営業利益は12億11百万円（前連結会計年度比4億80百万円増）となりました。

### <海洋事業>

漁網・漁具資材部門では、底曳用・まき網用漁具資材の販売は堅調に推移いたしましたものの、海外まき網用漁具資材の販売が大きく落ち込み、売上、営業利益ともに減少いたしました。船舶・機械部門では、船舶用機器類の販売や船体一括受注案件が増加いたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。養殖部門では、養殖用生簀や機資材、養殖魚向け配合飼料の販売が伸びました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は179億45百万円（前連結会計年度比8億41百万円増）、営業利益は6億30百万円（前連結会計年度比90百万円減）となりました。

### <機械事業>

機械事業におきまして、国内では、食品加工工場新設の受注や練り製品業界・惣菜加工業界向け各種生産設備など幅広く受注が進み、海外では、欧州向け中華製麺プラントや周辺機器類の大型案件の受注を獲得いたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は109億59百万円（前連結会計年度比25億45百万円増）、営業利益は5億25百万円（前連結会計年度比3億90百万円増）となりました。

### ＜資材事業＞

資材事業におきまして、化成品部門では、住宅用シートや印刷用フィルムの販売は増加いたしました。包装資材でのレジンや粘着用シートの販売が大きく低迷し、売上、営業利益ともに減少いたしました。農畜資材では、既存商材の拡販や農業用ハウス資材の販売が堅調に推移いたしました結果、売上、営業利益ともに増加いたしました。

これらの結果、連結売上高は99億84百万円（前連結会計年度比3億48百万円減）、営業利益は2億51百万円（前連結会計年度比43百万円減）となりました。

### ＜バイオティックス事業＞

バイオティックス事業では、大手食品メーカー向けに不妊治療に有効とされる素材「アグリマックス」の拡販、薬局向けOEM商品や通信販売が伸びました。結果、連結売上高は2億73百万円（前連結会計年度比43百万円増）、営業利益は22百万円（前連結会計年度比16百万円増）となりました。

### ＜物流事業＞

物流事業では、九州地区における食品を中心とした運送業を展開し、新規配送業務の受注や配送センターの業務効率化による経費削減に努めました。結果、連結売上高は23億95百万円（前連結会計年度比2億12百万円増）、営業利益は53百万円（前連結会計年度比68百万円増）となりました。

### ＜その他＞

その他の事業といたしまして、不動産の賃貸、人材派遣業などを行っており、連結売上高は86百万円（前連結会計年度比28百万円減）、営業利益は69百万円（前連結会計年度比2百万円増）となりました。

事業セグメント別売上高・営業損益内訳

| 区 分        | 売 上 高      | 売上高構成比  | 営業利益      |
|------------|------------|---------|-----------|
| 食 品 事 業    | 67,570 百万円 | 61.87 % | 1,211 百万円 |
| 海 洋 事 業    | 17,945     | 16.43   | 630       |
| 機 械 事 業    | 10,959     | 10.04   | 525       |
| 資 材 事 業    | 9,984      | 9.14    | 251       |
| バイオティックス事業 | 273        | 0.25    | 22        |
| 物 流 事 業    | 2,395      | 2.19    | 53        |
| そ の 他      | 86         | 0.08    | 69        |
| 小 計        | 109,216    | 100.00  | 2,765     |
| その他の調整額    | —          | —       | △1,089    |
| 合 計        | 109,216    | 100.00  | 1,676     |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は、7億52百万円です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成27年9月30日に短期運転資金調達の安定化を目的として、株式会社みずほ銀行をアレンジャーとするシンジケーション方式による総額106億円、契約期間3年のコミットメントライン契約を締結いたしました。また、平成28年8月に予定しております社債償還の資金確保を目的として、株式会社みずほ銀行と融資枠30億円のタームアウトオプション付コミットメントライン契約を締結いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

対処すべき課題といたしましては、為替変動リスクや少子高齢化による国内市場が縮小傾向にある厳しい事業環境下においても、顧客のニーズに柔軟に対応したきめ細かな営業展開を図るとともに、確実に収益を上げられる体制を構築していくことと考えております。

具体的には、平成29年3月期から平成31年3月期までの3ヵ年における「第131期中期経営計画（100周年への飛躍）」を新たに策定し、平成31年8月17日に創立100周年を迎えるにあたり、「100周年への飛躍」として更なる利益体質の強化を最優先課題として掲げ、当社グループ全事業部門での黒字化の実現に向け、より一層の組織連携を強化し、事業の拡大を図ってまいり所存であります。

食品事業におきましては、原料調達から製造・販売まで一貫した体制を整備し、利益体質の再構築を行うとともに、新たな柱として近海魚事業の展開を促進してまいります。海洋・機械・資材の各事業におきましては、確立した利益体質の安定化を図るとともに、海外事業の拡大を目指してまいります。その他、リスク管理や法令遵守を徹底するとともに、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上に尽力してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞ今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分                                   | 第 127 期<br>(平成25年3月期) | 第 128 期<br>(平成26年3月期) | 第 129 期<br>(平成27年3月期) | 第 130 期<br>当連結会計年度<br>(平成28年3月期) |
|---------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高 (百万円)                           | 99,948                | 103,620               | 108,691               | 109,216                          |
| 営 業 利 益 (百万円)                         | 808                   | 229                   | 850                   | 1,676                            |
| 経常利益または<br>経常損失 (△) (百万円)             | 775                   | △111                  | 475                   | 1,373                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>または当期純損失 (△) (百万円) | 728                   | △197                  | 239                   | 585                              |
| 1株当たり当期純利益<br>または当期純損失 (△) (円)        | 21.41                 | △5.78                 | 7.03                  | 17.18                            |
| 総 資 産 (百万円)                           | 57,829                | 57,998                | 61,887                | 61,886                           |
| 純 資 産 (百万円)                           | 14,137                | 12,380                | 14,125                | 12,133                           |

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社および関連会社の状況

| 区分            | 会社名                  | 資本金                    | 出資比率    | 主要な事業内容               |
|---------------|----------------------|------------------------|---------|-----------------------|
| 国内子会社         | ニチモウフーズ株式会社          | 50 <sup>百万円</sup>      | 100.00% | 水産加工品の販売              |
| 〃             | はねうお食品株式会社           | 300                    | 80.00   | 水産加工品の製造・販売           |
| 〃             | 株式会社博多っ子本舗           | 10                     | 100.00  | 水産加工品の製造・販売           |
| 〃             | 株式会社ヤマイチ水産           | 12                     | 100.00  | 水産加工品の製造・販売           |
| 〃             | 株式会社小樽フーズ            | 90                     | 100.00  | 水産加工品の製造・販売           |
| 〃             | 西日本ニチモウ株式会社          | 347                    | 99.91   | 漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売  |
| 〃             | 北海道ニチモウ株式会社          | 95                     | 60.78   | 漁網・漁具、トワイン・ロープの製造・販売  |
| 〃             | 株式会社ニチモウワンマン         | 240                    | 100.00  | 海苔機資材の製造・販売           |
| 〃             | 株式会社ニチモウマリカルチャー      | 80                     | 100.00  | 養殖資材・養殖餌料・養殖魚介類の販売    |
| 〃             | 株式会社ビブン              | 250                    | 100.00  | 食品加工機械・器具の製造・販売       |
| 〃             | 株式会社ソーエー             | 300                    | 100.00  | 食品加工機械・器具の製造・販売       |
| 〃             | ニチモウバイオティックス株式会社     | 150                    | 100.00  | 発酵大豆製品、健康食品の製造・販売     |
| 〃             | ニチモウロジスティクス株式会社      | 20                     | 90.00   | 運送業                   |
| 〃             | 日網興産株式会社             | 13                     | 100.00  | 人材派遣業、不動産業            |
| 海外子会社         | ノールイスタントロールシステムズINC. | 24,192 <sup>千米ドル</sup> | 100.00  | 漁網・漁具資材の製造・販売         |
| 〃             | ニチモウインターナショナルINC.    | 800 <sup>千米ドル</sup>    | 100.00  | 水産物の販売                |
| 〃             | サンアラワ S.A.           | 17,480 <sup>千米ドル</sup> | 80.00   | 水産物および水産加工品の製造・販売     |
| 持分法適用<br>関連会社 | 日本サン石油株式会社           | 100 <sup>百万円</sup>     | 45.00   | 潤滑油ベースオイルおよび製品の販売     |
| 〃             | 日本測器株式会社             | 230                    | 37.83   | 各種計測器・理化学機器等の販売       |
| 〃             | 日本船燈株式会社             | 24                     | 45.17   | 各種灯火・家庭用石油燃料機器等の製造・販売 |

③企業結合の経過

(イ) はねうお食品株式会社の出資比率は、当社が80.00%、連結子会社のニチモウフーズ株式会社が20.00%であります。

(ロ) 北海道ニチモウ株式会社の出資比率は、当社が60.78%、連結子会社の西日本ニチモウ株式会社が39.22%であります。

(ハ) 株式会社ビブンは、平成27年6月19日に全額を当社引き受けにより1億95百万円の増資を行いました。

④企業結合の成果

前記のとおり連結子会社は17社、持分法適用関連会社は3社であります。

当連結会計年度の売上高は1,092億16百万円（前連結会計年度比5億25百万円増）、営業利益は16億76百万円（前連結会計年度比8億26百万円増）、経常利益は13億73百万円（前連結会計年度比8億98百万円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億85百万円（前連結会計年度比3億45百万円増）となりました。

## (7) 主要な事業内容

| 事業部門       | 主要な事業内容                                        |
|------------|------------------------------------------------|
| 食品事業       | すり身、鮮凍水産物の販売ならびに水産加工食品の製造・販売                   |
| 海洋事業       | 各種漁網・漁具、漁業用機械の製造・販売ならびに漁業用・船舶用諸資材機器、養殖用資材などの販売 |
| 機械事業       | 食品機械、関連機械の製造・販売                                |
| 資材事業       | 合成樹脂、包装資材、農畜資材などの販売                            |
| バイオティックス事業 | 発酵大豆製品の製造・販売ならびに健康食品などの販売                      |
| 物流事業       | 運送業                                            |
| その他        | 不動産賃貸、人材派遣業                                    |

## (8) 主要な営業所および工場

## ①当社

本社 東京都品川区東品川二丁目2番20号  
 支店 仙台支店 大阪支店 福岡支店  
 営業所 札幌営業所 八戸営業所 宮古営業所 石巻営業所 名古屋営業所  
 下関営業所 戸畑営業所 長崎営業所

## ②主要な子会社

| 区分 | 会社名                   | 本店所在地                      |
|----|-----------------------|----------------------------|
| 国内 | ニチモウフーズ株式会社           | 東京都中央区                     |
| 〃  | はねうお食品株式会社            | 山口県下関市                     |
| 〃  | 株式会社博多っ子本舗            | 福岡県福岡市                     |
| 〃  | 株式会社ヤマイチ水産            | 北海道紋別市                     |
| 〃  | 株式会社小樽フーズ             | 北海道小樽市                     |
| 〃  | 西日本ニチモウ株式会社           | 山口県下関市                     |
| 〃  | 北海道ニチモウ株式会社           | 北海道函館市                     |
| 〃  | 株式会社ニチモウワンマン          | 山口県下関市                     |
| 〃  | 株式会社ニチモウマリカルチャー       | 福岡県福岡市                     |
| 〃  | 株式会社ビブン               | 広島県福山市                     |
| 〃  | 株式会社ソーエー              | 石川県能美市                     |
| 〃  | ニチモウバイオティックス株式会社      | 東京都品川区                     |
| 〃  | ニチモウロジスティクス株式会社       | 福岡県福岡市                     |
| 〃  | 日網興産株式会社              | 東京都品川区                     |
| 海外 | ノールイースタントロールシステムズINC. | 米国ワシントン州ベインブリッジ市           |
| 〃  | ニチモウインターナショナルINC.     | 米国ワシントン州ベルビュー市             |
| 〃  | サンアラワ S.A.            | アルゼンチン国ティエラ・デル・フエゴ州ウシュアイア市 |

## (9) 従業員の状況

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,135名 | 32名増        |

## (10) 主要な借入先の状況

| 借入先          | 借入額                  |
|--------------|----------------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 5,578 <sup>百万円</sup> |
| 農林中央金庫       | 3,750                |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 2,980                |

## 2. 会社の株式に関する重要な事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 154,514,000株
- (2) 発行済株式の総数 37,874,000株（自己株式3,731,007株を含む）
- (3) 当期末株主数 4,000名（前期末3,988名）
- (4) 大株主の状況（上位10名）

| 株主名                                     | 持株数                 | 持株比率  |
|-----------------------------------------|---------------------|-------|
| 朝日生命保険相互会社                              | 3,000 <sup>千株</sup> | 8.78% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）               | 1,723               | 5.04  |
| みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口                 | 1,674               | 4.90  |
| 再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社                  |                     |       |
| 日本水産株式会社                                | 1,200               | 3.51  |
| ニチモウ取引先持株会                              | 1,164               | 3.40  |
| CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO | 717                 | 2.09  |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社                        | 588                 | 1.72  |
| 東京製綱株式会社                                | 515                 | 1.50  |
| 東洋水産株式会社                                | 500                 | 1.46  |
| ニチモウ従業員持株会                              | 490                 | 1.43  |

（注）持株比率につきましては、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

### 3. 会社の新株予約権に関する事項（平成28年3月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                 | 2006年株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                                                                                                        | 2007年株式報酬型<br>新株予約権        | 2008年株式報酬型<br>新株予約権            | 2009年株式報酬型<br>新株予約権          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                           | 平成18年9月29日                                                                                                                                                                                                 | 平成19年9月28日                 | 平成20年9月26日                     | 平成21年7月30日                   |
| 区分                              | 取締役                                                                                                                                                                                                        | 取締役                        | 取締役                            | 取締役                          |
| 保有者数                            | 2名                                                                                                                                                                                                         | 2名                         | 3名                             | 3名                           |
| 新株予約権の数                         | 23個                                                                                                                                                                                                        | 26個                        | 43個                            | 48個                          |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の数             | 23,000株                                                                                                                                                                                                    | 26,000株                    | 43,000株                        | 48,000株                      |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の種類            | 普通株式                                                                                                                                                                                                       | 普通株式                       | 普通株式                           | 普通株式                         |
| 新株予約権の払込金額                      | 1個当たり184,000円<br>1株当たり184円                                                                                                                                                                                 | 1個当たり118,000円<br>1株当たり118円 | 1個当たり73,000円<br>1株当たり73円       | 1個当たり136,000円<br>1株当たり136円   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額      | 1株当たり1円                                                                                                                                                                                                    | 1株当たり1円                    | 1株当たり1円                        | 1株当たり1円                      |
| 新株予約権の行使に際して<br>株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり93円                                                                                                                                                                                                   | 1株当たり60円                   | 1株当たり37円                       | 1株当たり69円                     |
| 新株予約権を行使する<br>ことができる期間          | 平成19年1月7日から<br>平成39年1月6日まで                                                                                                                                                                                 | 平成20年1月6日から<br>平成40年1月5日まで | 平成20年10月16日から<br>平成40年10月15日まで | 平成21年8月22日から<br>平成41年8月21日まで |
| 新株予約権の行使の条件                     | <p>1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> |                            |                                |                              |

|                                 | 2010年株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                                                                                                        | 2011年株式報酬型<br>新株予約権          | 2012年株式報酬型<br>新株予約権          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                           | 平成22年7月30日                                                                                                                                                                                                 | 平成23年7月29日                   | 平成24年7月27日                   |
| 区分                              | 取締役                                                                                                                                                                                                        | 取締役                          | 取締役                          |
| 保有者数                            | 4名                                                                                                                                                                                                         | 4名                           | 7名                           |
| 新株予約権の数                         | 58個                                                                                                                                                                                                        | 81個                          | 84個                          |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の数             | 58,000株                                                                                                                                                                                                    | 81,000株                      | 84,000株                      |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の種類            | 普通株式                                                                                                                                                                                                       | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の払込金額                      | 1個当たり97,000円<br>1株当たり97円                                                                                                                                                                                   | 1個当たり134,000円<br>1株当たり134円   | 1個当たり126,000円<br>1株当たり126円   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額      | 1株当たり1円                                                                                                                                                                                                    | 1株当たり1円                      | 1株当たり1円                      |
| 新株予約権の行使に際して<br>株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり49円                                                                                                                                                                                                   | 1株当たり68円                     | 1株当たり64円                     |
| 新株予約権を行使する<br>ことができる期間          | 平成22年8月21日から<br>平成42年8月20日まで                                                                                                                                                                               | 平成23年8月20日から<br>平成43年8月19日まで | 平成24年8月25日から<br>平成44年8月24日まで |
| 新株予約権の行使の条件                     | <p>1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> |                              |                              |

|                                 | 2013年株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                                                                                                        | 2014年株式報酬型<br>新株予約権          | 2015年株式報酬型<br>新株予約権          |
|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 発行決議日                           | 平成25年7月26日                                                                                                                                                                                                 | 平成26年7月25日                   | 平成27年7月31日                   |
| 区分                              | 取締役                                                                                                                                                                                                        | 取締役                          | 取締役                          |
| 保有者数                            | 7名                                                                                                                                                                                                         | 7名                           | 7名                           |
| 新株予約権の数                         | 85個                                                                                                                                                                                                        | 119個                         | 100個                         |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の数             | 85,000株                                                                                                                                                                                                    | 119,000株                     | 100,000株                     |
| 新株予約権の目的<br>となる株式の種類            | 普通株式                                                                                                                                                                                                       | 普通株式                         | 普通株式                         |
| 新株予約権の払込金額                      | 1個当たり131,000円<br>1株当たり131円                                                                                                                                                                                 | 1個当たり135,000円<br>1株当たり135円   | 1個当たり173,000円<br>1株当たり173円   |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の価額      | 1株当たり1円                                                                                                                                                                                                    | 1株当たり1円                      | 1株当たり1円                      |
| 新株予約権の行使に際して<br>株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり66円                                                                                                                                                                                                   | 1株当たり68円                     | 1株当たり87円                     |
| 新株予約権を行使する<br>ことができる期間          | 平成25年8月31日から<br>平成45年8月30日まで                                                                                                                                                                               | 平成26年8月30日から<br>平成46年8月29日まで | 平成27年8月29日から<br>平成47年8月28日まで |
| 新株予約権の行使の条件                     | <p>1. 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2. 新株予約権者が、新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。</p> |                              |                              |

#### 4. 会社役員に関する事項（平成28年3月31日現在）

##### (1) 取締役および監査役の氏名等

| 地       | 位      | 氏名     | 担当および重要な兼職の状況       |
|---------|--------|--------|---------------------|
| 代表取締役会長 |        | 小池 由紀夫 |                     |
| 代表取締役社長 | 社長執行役員 | 松本 和明  |                     |
| 取締役     | 専務執行役員 | 田部 昇   | 管理部門、資材事業部門管掌       |
| 取締役     | 常務執行役員 | 八下田 良知 | 管理部門担当、財務部長         |
| 取締役     | 執行役員   | 是村 忠良  | 食品事業本部長             |
| 取締役     | 執行役員   | 宇田川 純一 | 資材事業本部長             |
| 取締役     | 執行役員   | 土田 祥之  | 大阪支店長               |
| 取締役     |        | 荻須 秀次  | 日本測器株式会社 代表取締役社長    |
| 監査役     | 常勤     | 龍田 尚哉  |                     |
| 監査役     | 常勤     | 魚森 保   |                     |
| 監査役     |        | 吉竹 修   |                     |
| 監査役     |        | 菊池 達也  | 朝日生命保険相互会社 取締役 執行役員 |

- (注) 1. 荻須秀次氏は、平成27年6月26日開催の第129回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 菊池達也氏は、平成27年6月26日開催の第129回定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
3. 前期まで記載しておりました井口泰秀氏は、平成27年6月26日開催の第129回定時株主総会終了の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 取締役荻須秀次氏は、「会社法第2条第15号」に定める社外取締役であります。
5. 監査役吉竹修、菊池達也の両氏は、「会社法第2条第16号」に定める社外監査役であります。
6. 取締役荻須秀次、監査役吉竹修および菊池達也の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

##### (ご参考) 取締役以外の執行役員

| 地 | 位    | 氏名     | 担 当                         |
|---|------|--------|-----------------------------|
|   | 執行役員 | 加納 章好  | 食品品質管理室長兼食品業務部長             |
|   | 執行役員 | 上谷 勇雄  | 仙台支店長兼八戸営業所長兼宮古営業所長         |
|   | 執行役員 | 諏訪部 俊彦 | 福岡支店長、<br>株式会社博多っ子本舗代表取締役社長 |

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役荻須秀次、監査役吉竹修および菊池達也の各氏との間で会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員    | 支 給 額                   |
|--------------------|------------|-------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(1名) | 172,064千円<br>( 3,600千円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(3名) | 52,920千円<br>( 21,000千円) |
| 合 計                | 13名        | 224,984千円               |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の支給額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額(17,300千円)が含まれております。  
3. 監査役の支給人員および支給額には、平成27年6月26日開催の第129回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名分(うち社外監査役1名分)が含まれております。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 取締役 荻須 秀次

##### (イ)重要な兼職先と当社との関係

特定関係事業者(持分法適用関連会社)である日本測器株式会社の代表取締役社長を兼職しております。

なお、当社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

##### (ロ)当事業年度における主な活動状況

就任後開催の取締役会には12回中12回(出席率100.00%)出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から適宜発言を行っております。

#### ② 監査役 吉竹 修

##### (イ)重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

##### (ロ)当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には15回中10回(出席率66.67%)、また、監査役会には13回中10回(出席率76.92%)出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行っております。

#### ③ 監査役 菊池 達也

##### (イ)重要な兼職先と当社との関係

当社の大株主である朝日生命保険相互会社の取締役執行役員を兼職しております。

なお、当社と当社との間に特記すべき取引関係等はありません。

##### (ロ)当事業年度における主な活動状況

就任後開催の取締役会には12回中12回(出席率100.00%)、また、監査役会には9回中9回(出席率100.00%)出席し、主に長年の業務経験を通じた幅広い見識から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称  
聖橋監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額

37,000千円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

37,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区別できませんので上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役会が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査役会が同意した理由につきましては、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性および報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合、「会社法第340条」の規定により会計監査人の解任を決定いたします。また、そのほか会計監査人であることに支障があると判断したときには、監査役会において、解任または不再任の議案を株主総会に上程する方針であります。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会において決議しております。なお、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行にともない、平成27年5月29日開催の取締役会において一部改定いたしました。その内容は以下のとおりであります。

①取締役および子会社の取締役等ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(イ)コンプライアンスの徹底、社会的規範の遵守、情報開示、財務報告の信頼性等の目的を達成するため行動基準として定めた「ニチモウグループ企業行動憲章」をグループの全社員に配布し、取締役自らが率先垂範の上、グループ全体でその徹底をはかることとする。また、取締役会を通じ取締役の職務遂行の監視をより一層強化することとする。

(ロ)「財務報告の基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制構築を推進することとする。

(ハ)「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たすために「コンプライアンス・プログラム」を推進することとする。

- (ニ)「コンプライアンス委員会」を設置し、内部監査部門等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行うこととする。
- (ホ)業務執行部門から独立した内部監査室は、各部門の業務プロセスを監査し、不正の防止と発見に努めることとする。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱要領」ならびに「文書保存年数取扱基準」等の社内規程にもとづき適切かつ確実に保存・管理するとともに、保存期間を定め、期間中閲覧可能な状態を維持することとする。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
(イ)当社グループは、「リスク対策規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクについて基本的な対策を整備し、発生したリスクを極小化かつ早期に解決することとする。
- (ロ)問題が発生した場合の対応として「危機管理のガイドライン」を定め、不測の事態が発生した場合は、迅速な対応を行い、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。
- ④取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(イ)当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催するものとする。
- (ロ)当社は、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員制度を導入し、取締役会は経営戦略および業務執行の監督という本来の機能に特化する。執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。
- (ハ)当社グループは、中期経営計画および年次事業計画を策定し、その目標達成のために取締役会でその進捗状況の管理を行うこととする。
- ⑤当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
(イ)グループに共通の「企業行動憲章」を定め、グループの取締役、社員一体となり遵法意識の醸成を高めることとする。
- (ロ)「グループ会社管理規程」を定め、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受け管理を行うものとする。また、内部監査室を担当部門としてグループ各社における内部統制の実効性を高め、必要に応じて指導・支援を行うものとする。

- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の意見を尊重するものとする。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
- ⑦取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 取締役および使用人は、グループ経営会議、その他重要な会議の審議内容、内部監査の結果、および内部通報制度の運用状況について監査役に報告するものとする。
- (ロ) 取締役および使用人は、当社およびグループ各社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、あるいは当社およびグループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は遅滞なく報告するものとする。また、監査役は、必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとする。
- (ハ) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不当に扱うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および使用人に周知徹底する。
- (ニ) 監査役は、重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、当社の取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保するものとする。
- (ホ) 監査役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求した時には、請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備に関する体制
- (イ) 当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」において反社会的勢力に対する行動基準を定め、役員・従業員全員に周知徹底することとする。
- (ロ) 反社会的勢力に関する事項については、総務部にて対応するものとする。
- (ハ) 顧問弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集・管理を行うこととする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、体制の整備および適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ①取締役の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席し、法令、定款および取締役会規則等の定めに基づき、経営戦略や業務執行の監督など、経営の健全性および透明性に努めております。また、経営と業務執行の分離および責任と権限の明確化をはかる観点から執行役員会を開催し、意思決定の迅速化および効率化を図っております。当事業年度におきましては、取締役会を15回、執行役員会を13回開催いたしました。

### ②監査役の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、同会において定めた監査計画に基づき、取締役会および執行役員会等の会議に出席し必要に応じその説明を求めています。また、代表取締役との定期的な意見交換会や会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、監査の実効性を確保しております。当事業年度におきましては、監査役会を13回開催いたしました。

### ③コンプライアンス体制

当社グループは、「ニチモウグループ企業行動憲章」および「コンプライアンス規程」に基づき、社内研修等を通じて遵法意識を高めるとともに周知徹底に努めております。

### ④リスク管理体制

当社グループは、「リスク対策規程」および「危機管理のガイドライン」に基づき、不測の事態が発生した場合に備え、社内研修等を通じて周知徹底に努めております。

### ⑤グループ管理体制

当社グループは、「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の財務状況、職務の執行状況およびその他重要な報告事項について定期的に報告を受けるとともにグループ管理体制の強化に努めております。当事業年度におきましては、グループ経営会議を1回、グループ社長会を3回開催いたしました。

### ⑥内部監査体制

当社は、内部監査計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施し、業務の適正化に努めております。

### ⑦財務報告に係る内部統制

当社グループは、「財務報告の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 資 産 の 部         |               | 負債・純資産の部        |               |
|-----------------|---------------|-----------------|---------------|
| 科 目             | 金 額           | 科 目             | 金 額           |
| <b>(資産の部)</b>   |               | <b>(負債の部)</b>   |               |
| <b>流動資産</b>     | <b>44,114</b> | <b>流動負債</b>     | <b>38,993</b> |
| 現金及び預金          | 4,498         | 支払手形及び買掛金       | 12,843        |
| 受取手形及び売掛金       | 16,029        | 短期借入金           | 18,765        |
| 商品及び製品          | 19,190        | 一年内償還社債         | 3,720         |
| 仕掛品             | 404           | 一年内返済長期借入金      | 1,351         |
| 原材料及び貯蔵品        | 3,004         | 未払金             | 409           |
| 前渡金             | 505           | 未払法人税等          | 328           |
| 繰延税金資産          | 21            | 前受金             | 736           |
| 短期貸付金           | 0             | 賞与引当金           | 444           |
| その他の他           | 553           | 訴訟損失引当金         | 0             |
| 貸倒引当金           | △94           | その他             | 391           |
| <b>固定資産</b>     | <b>17,760</b> | <b>固定負債</b>     | <b>10,760</b> |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>7,286</b>  | 社債              | 570           |
| 建物及び構築物         | 1,919         | 長期借入金           | 7,719         |
| 機械装置及び運搬具       | 1,272         | 長期未払金           | 53            |
| 船舶              | 1,467         | 長期繰延税金負債        | 926           |
| 工具器具及び備品        | 112           | 役員退職慰労引当金       | 136           |
| 土地              | 2,345         | 退職給付に係る負債       | 1,113         |
| 建設仮勘定           | 168           | その他             | 241           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>287</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>49,753</b> |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>10,187</b> | <b>(純資産の部)</b>  |               |
| 投資有価証券          | 8,856         | <b>株主資本</b>     | <b>13,624</b> |
| 長期貸付金           | 118           | 資本金             | 4,411         |
| 破産更生債権等         | 1,315         | 資本剰余金           | 22            |
| 長期預金            | 126           | 利益剰余金           | 10,274        |
| 長期繰延税金資産        | 216           | 自己株式            | △1,083        |
| その他の他           | 778           | その他の包括利益累計額     | △1,580        |
| 貸倒引当金           | △1,210        | その他有価証券評価差額金    | 2,081         |
| 投資損失引当金         | △13           | 繰延ヘッジ損益         | △41           |
|                 |               | 為替換算調整勘定        | △3,204        |
|                 |               | 退職給付に係る調整累計額    | △416          |
| <b>繰延資産</b>     | <b>11</b>     | 新株予約権           | 88            |
| 社債発行費           | 11            | 非支配株主持分         | 0             |
| <b>資産合計</b>     | <b>61,886</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>12,133</b> |
|                 |               | <b>負債・純資産合計</b> | <b>61,886</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金   | 額       |
|-----------------|-----|---------|
| 売上高             |     | 109,216 |
| 売上原価            |     | 99,078  |
| 売上総利益           |     | 10,137  |
| 販売費及び一般管理費      |     | 8,461   |
| 営業利益            |     | 1,676   |
| 営業外収益           |     |         |
| 受取利息            | 10  |         |
| 受取配当金           | 120 |         |
| 持分法による投資利益      | 258 |         |
| その他の            | 146 | 535     |
| 営業外費用           |     |         |
| 支払利息            | 557 |         |
| 為替差損            | 87  |         |
| 貸倒引当金繰入額        | 3   |         |
| シンジケートローン手数料    | 100 |         |
| その他の            | 88  | 837     |
| 経常利益            |     | 1,373   |
| 特別利益            |     |         |
| 投資有価証券売却益       | 7   |         |
| 事業譲渡益           | 45  |         |
| 補助金収入           | 57  | 110     |
| 特別損失            |     |         |
| 減損損失            | 318 |         |
| 固定資産圧縮損         | 57  |         |
| 投資有価証券評価損       | 34  |         |
| ゴルフ会員権評価損       | 10  | 421     |
| 税金等調整前当期純利益     |     | 1,062   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 427 |         |
| 法人税等調整額         | △11 | 416     |
| 当期純利益           |     | 646     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |     | 61      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |     | 585     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                           | 株 主 資 本 |       |        |         |        |
|---------------------------|---------|-------|--------|---------|--------|
|                           | 資 本 金   | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 平成27年4月1日残高               | 4,411   | 22    | 9,859  | △1,082  | 13,211 |
| 当連結会計年度中の変動額              |         |       |        |         |        |
| 剰余金の配当                    |         |       | △170   |         | △170   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |         |       | 585    |         | 585    |
| 自己株式の取得                   |         |       |        | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |         |       |        |         |        |
| 当連結会計年度中の変動額合計            | -       | -     | 414    | △0      | 413    |
| 平成28年3月31日残高              | 4,411   | 22    | 10,274 | △1,083  | 13,624 |

(単位：百万円)

|                           | その他の包括利益累計額      |              |              |                  |                   | 新 株<br>予 約 権 | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産<br>合 計 |
|---------------------------|------------------|--------------|--------------|------------------|-------------------|--------------|------------------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損 益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括<br>利益累計額合計 |              |                  |            |
| 平成27年4月1日残高               | 1,904            | 21           | △1,031       | △216             | 678               | 71           | 164              | 14,125     |
| 当連結会計年度中の変動額              |                  |              |              |                  |                   |              |                  |            |
| 剰余金の配当                    |                  |              |              |                  |                   |              |                  | △170       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |              |              |                  |                   |              |                  | 585        |
| 自己株式の取得                   |                  |              |              |                  |                   |              |                  | △0         |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 177              | △63          | △2,172       | △199             | △2,258            | 17           | △164             | △2,405     |
| 当連結会計年度中の変動額合計            | 177              | △63          | △2,172       | △199             | △2,258            | 17           | △164             | △1,991     |
| 平成28年3月31日残高              | 2,081            | △41          | △3,204       | △416             | △1,580            | 88           | 0                | 12,133     |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 17社                                   |
| 主要な連結子会社の名称 | 西日本ニチモウ(株)、<br>ノールイースタントロールシステムズ INC. |

### (2) 主要な非連結子会社の名称 トーエイ(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のいずれもがそれぞれ小さく、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な会社等の名称

関連会社 3社 日本サン石油(株)、日本測器(株)、日本船燈(株)

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の主要な会社等の名称

- ① 非連結子会社 トーエイ(株)
- ② 関連会社 アサヒテックス(株)

(持分法の適用範囲から除いた理由)

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。

### (3) 持分法を適用した関連会社の事業年度に関する事項

持分法を適用した日本サン石油(株)の決算期は12月ですが、当社の連結会計年度である3月末日に仮決算を行うことが困難であるため、平成27年12月31日現在の計算書類を基礎として、持分法を適用しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社14社の決算日は、連結決算日と一致しております。

海外連結子会社3社の決算日は、2月末日ですが、連結決算日との差異が3ヶ月以内のため、連結計算書類作成の基礎となる計算書類を作成するための仮決算は行っておりません。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

###### ② たな卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、一部の連結子会社は定額法）によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2年～50年

機械装置及び運搬具 2年～17年

船舶 3年～20年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### ② 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要とみられる額を計上しております。

#### ③ 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当連結会計年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

#### ④ 訴訟損失引当金

訴訟の損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### ⑤ 役員退職慰労引当金

子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

② ヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

| <u>(ヘッジ手段)</u>             | <u>(ヘッジ対象)</u>             |
|----------------------------|----------------------------|
| 為替予約取引・通貨オプション<br>金利スワップ取引 | 外貨建債権・債務及び外貨建予定取引<br>借入金利息 |

(ハ)ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

(ニ)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、実質的判断による償却期間を見積り、その見積年数で均等償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

(イ)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ)数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑥ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

## 5. 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたします。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

|     |                     |           |
|-----|---------------------|-----------|
| 1.  | 有形固定資産の減価償却累計額      | 10,730百万円 |
| 2.  | 有形固定資産の減損損失累計額      | 85百万円     |
| 3.  | 取得価額から直接減額している圧縮記帳額 |           |
|     | 機械装置及び運搬具           | 57百万円     |
|     | 土 地                 | 135百万円    |
| 4.  | 担保に供している資産及び担保に係る債務 |           |
| (1) | 担保に供している資産          |           |
|     | 現金及び預金              | 300百万円    |
|     | 建物及び構築物             | 461百万円    |
|     | 土 地                 | 830百万円    |
|     | 投資有価証券              | 4,189百万円  |
|     | 計                   | 5,780百万円  |
| (2) | 担保に係る債務             |           |
|     | 短期借入金               | 5,800百万円  |
|     | 一年内返済長期借入金          | 121百万円    |
|     | 長期借入金               | 514百万円    |
|     | 計                   | 6,436百万円  |
| 5.  | 手形割引及び裏書譲渡高         |           |
|     | 輸出手形割引高             | 2百万円      |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 37,874,000株
2. 配当に関する事項  
(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たりの<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 170             | 5.00             | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの  
次のとおり、決議を予定しております。

| 決議                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たりの<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|-----------------|------------------|------------|------------|
| 平成28年6月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 170             | 5.00             | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 667,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に水産加工及び販売事業等を行うための調達資金計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブのうち、為替予約取引及び通貨オプション取引は成約額又は個別取引の成約見積額の範囲内に限定しており、金利スワップ取引は必要な範囲内としております。なお、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

取引先企業等に対し長期貸付を行っておりますが、貸付先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されていますが、原則として為替予約取引及び通貨オプション取引を利用してヘッジしております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資等に係る資金調達です。

このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、原則として金利スワップ取引を利用してヘッジしております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権及び営業債務の管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

|                          | 連結貸借対照表<br>計上額  | 時 価    | 差 額 |
|--------------------------|-----------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金               | 4,498           | 4,498  | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金            | 16,029          | 16,027 | △1  |
| (3) 投資有価証券<br>その他有価証券    | 5,293           | 5,293  | —   |
| (4) 長期貸付金<br>貸倒引当金(*1)   | 118<br>△0       |        |     |
|                          | 118             | 119    | 0   |
| (5) 破産更生債権等<br>貸倒引当金(*1) | 1,315<br>△1,210 |        |     |
|                          | 104             | 104    | —   |
| (6) 長期預金                 | 126             | 128    | 1   |
| 資産 計                     | 26,171          | 26,171 | 0   |
| (1) 支払手形及び買掛金            | 12,843          | 12,843 | —   |
| (2) 短期借入金                | 18,765          | 18,765 | —   |
| (3) 長期借入金                | 9,071           | 9,131  | 59  |
| (4) 社 債                  | 4,290           | 4,307  | 17  |
| 負債 計                     | 44,971          | 45,048 | 77  |
| デリバティブ取引(*2)             | △41             | △41    | —   |

(\*1)個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済されるものについて、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期間で決済されるものについて、時価は将来キャッシュ・フローを当社の長期借入平均調達金利で割り引いて算定する方法によっております。

##### (3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

##### (4) 長期貸付金

時価は将来キャッシュ・フローを国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 破産更生債権等

担保等による回収見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結貸借対照表価額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該金額をもって時価としております。

(6) 長期預金

長期預金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の預金に預入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金並びに(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金並びに(4) 社債

これらの時価については、元利金の合計額を同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

時価は取引先金融機関から提示された価額に基づき算定しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額3,562百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

|    |            |         |
|----|------------|---------|
| 1. | 1株当たり純資産額  | 353円69銭 |
| 2. | 1株当たり当期純利益 | 17円18銭  |

(減損損失に関する注記)

| 場所        | 用途 | 種類  | 減損損失   |
|-----------|----|-----|--------|
| アルゼンチン共和国 | —  | のれん | 318百万円 |

当社グループは、連結子会社であるサンアラワS.A.において、急激な為替の変動に伴う為替差損の計上により事業価値が大きく減少したため、同社にかかる「のれん」の帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

# 貸借対照表

平成28年3月31日現在

(単位：百万円)

| 資産の部     |        | 負債・純資産の部     |        |
|----------|--------|--------------|--------|
| 科 目      | 金 額    | 科 目          | 金 額    |
| (資産の部)   |        | (負債の部)       |        |
| 流動資産     | 32,283 | 流動負債         | 27,710 |
| 現金及び預金   | 1,318  | 支払手形         | 3,889  |
| 受取手形     | 1,632  | 買掛金          | 5,273  |
| 売掛金      | 8,919  | 短期借入金        | 12,390 |
| 商前品金     | 15,356 | 一年内償還社債      | 3,700  |
| 短期貸付金    | 4,290  | 一年内返済長期借入金   | 1,100  |
| その他貸倒引当金 | 600    | 未払払金         | 122    |
|          | 188    | 未払法人税等       | 239    |
|          | △23    | 未払費用         | 46     |
|          |        | 前受引当金        | 640    |
|          |        | 賞与引当金        | 249    |
|          |        | その他          | 60     |
| 固定資産     | 15,238 | 固定負債         | 9,804  |
| 有形固定資産   | 2,999  | 社債           | 400    |
| 建物       | 830    | 長期借入金        | 6,950  |
| 構築物      | 21     | 長期未払金        | 53     |
| 機械及び装置   | 129    | 長期繰延税金負債     | 869    |
| 車両運搬具    | 0      | 退職給付引当金      | 583    |
| 工具器具及び備品 | 44     | 関係会社事業損失引当金  | 875    |
| 土地       | 1,972  | その他          | 73     |
| 無形固定資産   | 195    | 負債合計         | 37,515 |
| 電話加入権    | 10     | (純資産の部)      |        |
| その他      | 184    | 株主資本         | 8,049  |
| 投資その他の資産 | 12,042 | 資本金          | 4,411  |
| 投資有価証券   | 5,210  | 資本剰余金        | 22     |
| 関係会社株    | 9,389  | 資本準備金        | 22     |
| 長期貸付金    | 531    | 利益剰余金        | 4,688  |
| 破産更生債権等  | 1,126  | 利益準備金        | 730    |
| 敷金       | 153    | その他利益剰余金     | 3,958  |
| その他      | 92     | 別途積立金        | 5,600  |
| 貸倒引当金    | △1,102 | 固定資産圧縮積立金    | 18     |
| 投資損失引当金  | △3,360 | 繰越利益剰余金      | △1,659 |
| 繰延資産     | 9      | 自己株式         | △1,072 |
| 社債発行費    | 9      | 評価・換算差額等     | 1,876  |
|          |        | その他有価証券評価差額金 | 1,917  |
|          |        | 繰延ヘッジ損益      | △41    |
|          |        | 新株予約権        | 88     |
|          |        | 純資産合計        | 10,014 |
| 資産合計     | 47,530 | 負債・純資産合計     | 47,530 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金     | 額      |
|----------------|-------|--------|
| 売上高            |       | 73,952 |
| 売上原価           |       | 68,874 |
| 売上総利益          |       | 5,078  |
| 販売費及び一般管理費     |       | 4,191  |
| 営業利益           |       | 887    |
| 営業外収益          |       |        |
| 受取利息           | 5     |        |
| 受取配当金          | 403   |        |
| その他の           | 126   | 535    |
| 営業外費用          |       |        |
| 支払利息           | 460   |        |
| シンジケートローン手数料   | 100   |        |
| その他の           | 72    | 633    |
| 経常利益           |       | 789    |
| 特別利益           |       |        |
| 投資有価証券売却益      | 7     |        |
| 投資損失引当金戻入額     | 5     |        |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | 55    | 67     |
| 特別損失           |       |        |
| 投資有価証券評価損      | 34    |        |
| 投資損失引当金繰入額     | 3,318 |        |
| ゴルフ会員権評価損      | 9     | 3,362  |
| 税引前当期純損失       |       | 2,506  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 169   |        |
| 法人税等調整額        | △0    | 168    |
| 当期純損失          |       | 2,674  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |           |       |       |          |               |             |        | 株主資本計  |         |
|-----------------------------|---------|-----------|-------|-------|----------|---------------|-------------|--------|--------|---------|
|                             | 資本金     | 利 益 剰 余 金 |       |       |          |               |             | 自己株式   |        |         |
|                             |         | 資本剰余金     | 資本準備金 | 利益準備金 | その他利益剰余金 |               |             |        |        | 利益剰余金合計 |
|                             |         |           |       |       | 別途積立金    | 固定資産<br>圧縮積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |        |        |         |
| 平成27年4月1日残高                 | 4,411   | 22        | 713   | 5,600 | 19       | 1,201         | 7,533       | △1,072 | 10,895 |         |
| 事業年度中の変動額                   |         |           |       |       |          |               |             |        |        |         |
| 剰余金の配当                      |         |           | 17    |       |          | △187          | △170        |        | △170   |         |
| 税率変更による圧縮積立金調整額             |         |           |       |       | 0        | △0            | -           |        | -      |         |
| 固定資産<br>圧縮積立金の取崩            |         |           |       |       | △1       | 1             | -           |        | -      |         |
| 当期純損失(△)                    |         |           |       |       |          | △2,674        | △2,674      |        | △2,674 |         |
| 自己株式の取得                     |         |           |       |       |          |               |             | △0     | △0     |         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |           |       |       |          |               |             |        |        |         |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -         | 17    | -     | △0       | △2,861        | △2,845      | △0     | △2,845 |         |
| 平成28年3月31日残高                | 4,411   | 22        | 730   | 5,600 | 18       | △1,659        | 4,688       | △1,072 | 8,049  |         |

(単位：百万円)

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-----------------------------|------------------|---------|----------------|-------|--------|
|                             | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 平成27年4月1日残高                 | 1,718            | 21      | 1,740          | 71    | 12,706 |
| 事業年度中の変動額                   |                  |         |                |       |        |
| 剰余金の配当                      |                  |         |                |       | △170   |
| 税率変更による圧縮積立金調整額             |                  |         |                |       | -      |
| 固定資産<br>圧縮積立金の取崩            |                  |         |                |       | -      |
| 当期純損失(△)                    |                  |         |                |       | △2,674 |
| 自己株式の取得                     |                  |         |                |       | △0     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | 199              | △63     | 136            | 17    | 153    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 199              | △63     | 136            | 17    | △2,692 |
| 平成28年3月31日残高                | 1,917            | △41     | 1,876          | 88    | 10,014 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定してあります。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) たな卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2年～50年

機械及び装置 4年～17年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率によって計上しております。

貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要とみられる額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員の賞与支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額を計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による按分額(定額法)を翌事業年度より費用処理することとしております。

#### (5) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債償還期間にわたり、定額法で償却しております。

##### (2) ヘッジ会計の方法

###### ① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は、振当処理を行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理によっております。

###### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

為替予約取引・通貨オプション  
金利スワップ取引

外貨建債権・債務及び外貨建予定取引  
借入金利息

###### ③ ヘッジ方針

当社の内部規程である「市場リスク管理規程」に基づき為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

###### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段との重要な条件が同一であり、相場変動、キャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、有効性の判断は省略しております。

##### (3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### (4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

|     |                                        |          |
|-----|----------------------------------------|----------|
| 1.  | 有形固定資産の減価償却累計額                         | 5,023百万円 |
| 2.  | 有形固定資産の減損損失累計額                         | 2百万円     |
| 3.  | 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                     |          |
| (1) | 関係会社に対する短期金銭債権                         | 5,877百万円 |
| (2) | 関係会社に対する長期金銭債権                         | 490百万円   |
| (3) | 関係会社に対する短期金銭債務                         | 1,349百万円 |
| (4) | 関係会社に対する長期金銭債務                         | －百万円     |
| 4.  | 担保に供している資産及び担保に係る債務                    |          |
| (1) | 担保に供している資産                             |          |
|     | 現金及び預金                                 | 300百万円   |
|     | 建物                                     | 90百万円    |
|     | 土地                                     | 423百万円   |
|     | 投資有価証券                                 | 4,189百万円 |
|     | 計                                      | 5,002百万円 |
| (2) | 担保に係る債務                                |          |
|     | 短期借入金                                  | 5,550百万円 |
|     | 計                                      | 5,550百万円 |
| 5.  | 保証債務                                   |          |
|     | 他の会社の金融機関からの借入金及び商品仕入債務に対し、保証を行っております。 |          |
|     | はねうお食品(株)                              | 1,290百万円 |
|     | (株)ニチモウマリカルチャー                         | 1,045百万円 |
|     | ニチモウフーズ(株)                             | 750百万円   |
|     | 西日本ニチモウ(株)                             | 730百万円   |
|     | (株)ビブン                                 | 570百万円   |
|     | (株)博多っ子本舗                              | 530百万円   |
|     | (株)ニチモウワンマン                            | 490百万円   |
|     | ニチモウインターナショナル INC.                     | 488百万円   |
|     | (4,300,000米ドル)                         |          |
|     | 北海道ニチモウ(株)                             | 428百万円   |
|     | ニチモウバイオティックス(株)                        | 140百万円   |
|     | (株)ヤマイチ水産                              | 50百万円    |
|     | 計                                      | 6,513百万円 |
| 6.  | 手形割引及び裏書譲渡高                            |          |
|     | 輸出手形割引高                                | 2百万円     |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 1. 関係会社に対する売上高      | 8,633百万円 |
| 2. 関係会社からの仕入高       | 7,352百万円 |
| 3. 関係会社との営業取引以外の取引高 | 777百万円   |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末日における自己株式の数

|      |            |
|------|------------|
| 普通株式 | 3,731,007株 |
|------|------------|

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

|          |           |
|----------|-----------|
| 貸倒引当金    | 349百万円    |
| 賞与引当金    | 77百万円     |
| 退職給付引当金  | 180百万円    |
| 固定資産評価損  | 212百万円    |
| その他      | 1,962百万円  |
| 繰延税金資産小計 | 2,782百万円  |
| 評価性引当額   | △2,782百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 一百万円      |

(繰延税金負債)

|              |        |
|--------------|--------|
| 固定資産圧縮積立金    | 8百万円   |
| その他有価証券評価差額金 | 861百万円 |
| 繰延税金負債合計     | 869百万円 |

## (関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 属 性   | 会社等の名称           | 議決権等の<br>所有割合        | 関連当事者<br>との関係           | 取引の内容           | 取引金額  | 科 目   | 期末残高 |
|-------|------------------|----------------------|-------------------------|-----------------|-------|-------|------|
| 子会社   | 西日本ニチモウ㈱         | 所有<br>直接99.91%       | 当社商品の販売及び<br>当社へ製品供給    | 海洋資材商品の<br>販 売  | 273   | 売 掛 金 | 93   |
|       |                  |                      |                         | 漁網製品の<br>仕 入    | 1,016 | 買 掛 金 | 471  |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 730   | —     | —    |
| 子会社   | ニチモウフーズ㈱         | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売及び<br>当社へ商品供給    | 水産食品の販売         | 3,089 | 売 掛 金 | 373  |
|       |                  |                      |                         | 水産食品の仕入         | 283   | 買 掛 金 | 24   |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 750   | —     | —    |
| 子会社   | ㈱ニチモウ<br>マリカルチャー | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売及び<br>当社へ商品供給    | 養殖資材商品の<br>販 売  | 894   | 売 掛 金 | 232  |
|       |                  |                      |                         | 養殖魚の仕入          | 285   | 買 掛 金 | 1    |
|       |                  |                      | 従業員の出向                  | 出向者人件費<br>の 受 入 | 64    | —     | —    |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 1,045 | —     | —    |
| 子会社   | ㈱ニチモウワシマン        | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売                 | 海苔機資材商品の<br>販 売 | 6     | —     | —    |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 490   | —     | —    |
| 子会社   | ㈱ビブ ン            | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売及び<br>当社へ製品供給    | 商品の販売           | 19    | —     | —    |
|       |                  |                      |                         | 食品加工機械<br>製品の仕入 | 140   | 買 掛 金 | 7    |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 570   | —     | —    |
| 子会社   | はねうお食品㈱          | 所有<br>直接80%<br>間接20% | 当社商品の販売及び<br>当社へ水産加工品供給 | 加工原料の販売         | 2,551 | 売 掛 金 | 393  |
|       |                  |                      |                         | 水産加工品の仕入        | 885   | 買 掛 金 | 91   |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 1,290 | —     | —    |
| 子会社   | ㈱博多っ子本舗          | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売及び<br>当社へ水産加工品供給 | 加工原料の販売         | 434   | 売 掛 金 | 1    |
|       |                  |                      |                         | 水産加工品の仕入        | 102   | 買 掛 金 | 5    |
|       |                  |                      | 資金の援助                   | 債務保証            | 530   | —     | —    |
| 子会社   | ㈱ヤマイチ水産          | 所有<br>直接100%         | 当社商品の販売及び<br>当社へ水産加工品供給 | 商品の販売           | 2     | —     | —    |
|       |                  |                      |                         | 水産加工品の仕入        | 265   | 買 掛 金 | 15   |
|       |                  |                      | 資金の借入                   | 資金の借入           | 1,000 | —     | —    |
|       |                  |                      |                         | 利息の支払           | 0     | —     | —    |
| 資金の援助 | 債務保証             | 50                   | —                       | —               |       |       |      |

(単位：百万円)

| 属 性 | 会社等の名称                 | 議決権等の<br>所有割合 | 関連当事者<br>との関係                        | 取引の内容          | 取引金額  | 科 目   | 期末残高  |
|-----|------------------------|---------------|--------------------------------------|----------------|-------|-------|-------|
| 子会社 | ニチモウロジスティクス㈱           | 所有<br>直接90%   | 当社商品の運送<br><br>資金の援助                 | 運賃の仕入          | 15    | 買掛金   | 3     |
|     |                        |               |                                      | 資金の貸付          | —     | 短期貸付金 | 600   |
|     |                        |               |                                      | 利息の受取          | —     | 長期貸付金 | 118   |
|     |                        |               |                                      | 債務保証           | —     | —     | —     |
| 子会社 | ニチモウインター<br>ナショナル INC. | 所有<br>直接100%  | 当社商品の販売及び<br>当社へ水産加工品供給<br><br>資金の援助 | 商品の販売          | 99    | 売掛金   | 13    |
|     |                        |               |                                      | 水産加工品の仕入       | 239   | 買掛金   | 7     |
|     |                        |               |                                      | 債務保証           | 488   | —     | —     |
| 子会社 | サンアラワS.A.              | 所有<br>直接80%   | 当社商品の販売及び<br>当社へ水産加工品供給<br><br>資金の援助 | 海洋資材商品の<br>販 売 | 35    | 売掛金   | 2     |
|     |                        |               |                                      | 水産加工品の仕入       | 2,359 | 前渡金   | 3,786 |
|     |                        |               |                                      |                |       | 買掛金   | 52    |
|     |                        |               |                                      | 資金の貸付          | —     | 長期貸付金 | 372   |

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
- 子会社の銀行借入等に対して債務保証を行っております。なお、保証料の受取は行っておりません。
- 資金の貸付・借入についての利息は、市場金利を勘案して決定しております。
- ニチモウロジスティクス㈱の銀行借入金（256百万円）に対して債務保証を行っております。当事業年度において、当社が負担すると見込まれる損失見込額875百万円を関係会社事業損失引当金として貸借対照表に計上しており、この結果、注記すべき債務保証金額はありません。
- 当事業年度において、サンアラワ S.A. への投資等に係る損失見込額3,318百万円を投資損失引当金として貸借対照表に計上しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 290円72銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 78円32銭  |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

ニチモウ株式会社

取締役会 御中

### 聖橋監査法人

|                |            |   |
|----------------|------------|---|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 平山 昇 | Ⓔ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 永田 敬 | Ⓔ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 濱田 尊 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチモウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチモウ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月20日

ニチモウ株式会社  
取締役会 御中

### 聖橋監査法人

|                |               |
|----------------|---------------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 平 山 昇 ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 永 田 敬 ㊞ |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 濱 田 尊 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチモウ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人聖橋監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

平成28年 5 月 27 日

ニチモウ株式会社 監査役会

監 査 役(常勤) 龍 田 尚 哉 ㊟

監 査 役(常勤) 魚 森 保 ㊟

監 査 役 吉 竹 修 ㊟

監 査 役 菊 池 達 也 ㊟

(注) 監査役吉竹修及び監査役菊池達也は、会社法第 2 条16号及び第335条第 3 項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 剰余金の処分に関する事項

第130期は誠に遺憾ながら、当期純損失を計上することになり、繰越利益剰余金がマイナスになりましたので、株主のみなさまへの安定的な配当を実施するため、別途積立金の一部を取り崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 減少する剰余金の項目とその額  
別途積立金 2,900,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額  
繰越利益剰余金 2,900,000,000円

#### 2. 期末配当に関する事項

第130期の期末配当につきましては、株主のみなさまに安定的な配当を実施することを第一義と考え、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき5円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は170,714,965円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年6月30日といたしたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行にともない、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されたことから、当社は、取締役会の監督機能を高めるとともに、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法第459条第1項各号の規定に基づき、資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設し、あわせて剰余金の配当の基準日に関する規定を整備するものであります。
- (3) その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力が生じるものいたします。

(下線は変更の部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                              | 変更案                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (条文省略)</p>                                                                                                  | <p>第1章 総則<br/>第1条～第3条 (現行のとおり)</p>                                                                             |
| <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) 監査役<br/>(3) <u>監査役会</u><br/>(4) 会計監査人</p>                         | <p>(機関)<br/>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br/>(1) 取締役会<br/>(2) <u>監査等委員会</u><br/>&lt;削除&gt;<br/>(3) 会計監査人</p> |
| <p>第5条 (条文省略)</p>                                                                                                                 | <p>第5条 (現行のとおり)</p>                                                                                            |
| <p>第2章 株式</p>                                                                                                                     | <p>第2章 株式</p>                                                                                                  |
| <p>第6条 (条文省略)</p>                                                                                                                 | <p>第6条 (現行のとおり)</p>                                                                                            |
| <p>(自己の株式の取得)<br/>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>                                                      | <p>(自己の株式の取得)<br/>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>                           |
| <p>第8条～第9条 (条文省略)</p>                                                                                                             | <p>第8条～第9条 (現行のとおり)</p>                                                                                        |
| <p>(株主名簿管理人および株式取扱規則)</p>                                                                                                         | <p>(株主名簿管理人)</p>                                                                                               |
| <p>第10条 (条文省略)<br/>② (条文省略)<br/>③ (条文省略)<br/>④ <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> | <p>第10条 (現行のとおり)<br/>② (現行のとおり)<br/>③ (現行のとおり)<br/>&lt;削除&gt;</p>                                              |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="277 167 372 193">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="228 352 423 378">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="105 379 413 405">第11条～第12条 (条文省略)</p> <p data-bbox="116 430 353 456">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="105 458 318 483">第13条 (条文省略)</p> <p data-bbox="175 485 549 563">②社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにかわる。</p> <p data-bbox="116 613 283 639">(議決権の行使)</p> <p data-bbox="105 641 549 719">第14条 株主は、議決権を行使しうる他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。</p> <p data-bbox="277 798 372 824">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="105 1062 413 1088">第15条～第16条 (条文省略)</p> | <p data-bbox="751 114 826 140">変更案</p> <p data-bbox="580 142 745 167">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="567 169 1014 326">第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="691 352 885 378">第3章 株主総会</p> <p data-bbox="567 379 927 405">第12条～第13条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="580 430 817 456">(招集権者および議長)</p> <p data-bbox="567 458 829 483">第14条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="637 485 1014 591">②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="736 641 832 666">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="567 746 1014 795">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="567 796 1014 1038">第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="567 1062 927 1088">第16条～第17条 (現行のとおり)</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 &lt;新設&gt;</p> <p>当社の取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任は、累積投票によらない。</p> | <p style="text-align: center;">&lt;削除&gt;</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>②株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会<br/>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、9名以内とする。</p> <p>②当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)<br/> 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、増員または補欠によって選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>(取締役の任期)<br/> 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)<br/> 第21条 取締役会は、その決議によって会社を代表する取締役1名または若干名を選定するものとする。</p> <p>②取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</p>                                              | <p>(代表取締役および役付取締役)<br/> 第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長およびその他の役付取締役若干名を選定することができる。</p>                                                                                                                                                                                      |

| 現行定款                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の権限等)</p> <p>第22条 取締役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、<u>当会社の重要な業務執行を決定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにかわる。</u></p>   | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会招集の通知は、<u>あらかじめ取締役会で定めた期日の場合を除き、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合において適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p>              | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                        |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                     | <p>② <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>                                                                                                    |
| <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                     | <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>                            |
| <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>               |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令の定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名捺印する。</p> <p>②前条第2項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/>(監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第28条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 当社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</p> | <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>&lt;削除&gt;</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役の任期</u>)<br/> <u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(<u>監査役会の権限等</u>)<br/> <u>第31条 監査役会は、特に法令または定款の定める事項のほか、当会社における監査の方針、業務および財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を決定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)<br/> <u>第32条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</u></p> <p>②<u>監査役会招集の通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急を要する場合において適当な方法により通知をなしたときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)<br/> <u>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって決するものとする。</u></p> <p>(<u>監査役会議事録</u>)<br/> <u>第34条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名捺印する。</u></p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)<br/> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議方法</u>)<br/> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会議事録</u>)<br/> <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>                                                     |
| <p>第6章 計算</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                                    | <p>第6章 計算</p> <p>第36条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>        |
| <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                            | <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 (現行のとおり)</p> <p>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>③前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>                                       |
| <p>第38条 (条文省略)</p> <p>&lt;新設&gt;</p>                                                                                                                                                                                                                  | <p>第39条 (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. 当社は、第130回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | こいけ ゆきお<br>小池 由紀夫<br>(昭和24年6月2日生)   | 昭和48年4月 当社入社<br>平成7年7月 同 総務部長<br>平成8年6月 同 経営企画室長<br>平成11年4月 同 経営企画室長<br>兼バイオティックス営業部長<br>平成11年6月 同 取締役 経営企画室長<br>兼バイオティックス営業部長<br>平成14年4月 同 取締役 総務部長<br>平成15年4月 同 取締役 執行役員 総務部長<br>平成15年6月 同 取締役 常務執行役員 総務部長<br>平成16年4月 同 取締役 常務執行役員<br>平成17年6月 同 代表取締役社長 社長執行役員<br>平成26年6月 同 代表取締役会長（現任）<br>現在に至る | 60,000株     |
|       |                                     | <p>【候補者とした理由】</p> <p>小池由紀夫氏は、代表取締役会長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                             |             |
| 2     | まつもと かずあき<br>松本 和明<br>(昭和29年1月11日生) | 昭和51年4月 当社入社<br>平成12年6月 同 食品第二営業部長<br>平成14年4月 同 福岡支店長<br>平成15年6月 同 執行役員<br>バイオティックス営業部長<br>平成19年4月 同 執行役員 食品第一事業部長<br>平成20年4月 同 執行役員 食品事業本部長<br>平成20年6月 同 取締役 執行役員 食品事業本部長<br>平成23年6月 同 取締役 常務執行役員<br>食品事業本部長<br>平成26年6月 同 代表取締役社長<br>社長執行役員（現任）<br>現在に至る                                          | 17,000株     |
|       |                                     | <p>【候補者とした理由】</p> <p>松本和明氏は、代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>                                                                                                                                                                              |             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                      | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3         | たなべ のぼる<br>田 部 昇<br>(昭和26年5月26日生)     | 昭和49年4月 当社入社<br>平成11年4月 同 機械営業部長<br>平成13年6月 同 取締役 機械営業部長<br>平成15年4月 同 取締役 執行役員 機械営業部長<br>平成18年4月 同 取締役 執行役員<br>機械事業部門担当<br>平成19年4月 同 取締役 執行役員<br>海洋・機資材事業本部長<br>平成22年4月 同 取締役 執行役員 資材事業本部長<br>平成23年6月 同 取締役 常務執行役員<br>資材事業本部長<br>平成26年6月 同 取締役 専務執行役員<br>管理部門、資材事業部門管掌<br>(現任)<br>現在に至る                                            | 52,000株     |
|           |                                       | 【候補者とした理由】<br>田部昇氏は、主に機械事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                   |             |
| 4         | やげた よし とも<br>八下田 良 知<br>(昭和27年1月25日生) | 昭和50年4月 当社入社<br>平成17年4月 同 財務部長<br>平成19年4月 同 執行役員 財務部長<br>平成20年4月 同 執行役員 総務部長兼財務部長<br>平成21年4月 同 執行役員 管理部門担当、財務部長<br>平成22年4月 同 執行役員 管理部門担当、<br>経営企画室長兼財務部長<br>平成22年6月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、<br>経営企画室長兼財務部長<br>平成23年7月 同 取締役 執行役員 管理部門担当、<br>財務部長<br>平成26年6月 同 取締役 常務執行役員<br>管理部門担当、財務部長<br>平成28年4月 同 取締役 常務執行役員<br>管理部門担当 (現任)<br>現在に至る | 26,000株     |
|           |                                       | 【候補者とした理由】<br>八下田良知氏は、主に管理部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の実効性を高め、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                                   |             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                           | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 5     | 是村 忠良<br>(昭和30年12月20日生)                                                                | 昭和63年3月 当社入社<br>平成19年4月 同 福岡支店長兼下関営業所長<br>平成22年4月 同 執行役員<br>福岡支店長兼下関営業所長<br>平成24年6月 同 取締役 執行役員<br>福岡支店長兼下関営業所長<br>平成26年6月 同 取締役 執行役員<br>食品事業本部長 (現任)<br>現在に至る                               | 16,000株     |
|       | 【候補者とした理由】<br>是村忠良氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。  |                                                                                                                                                                                             |             |
| 6     | 宇田川 純一<br>(昭和35年2月23日生)                                                                | 昭和63年11月 当社入社<br>平成12年4月 同 四国営業所長<br>平成15年10月 同 海洋業務部長<br>平成19年4月 同 執行役員 海洋事業部長<br>平成22年4月 同 執行役員 資材事業副本部長<br>平成24年6月 同 取締役 執行役員<br>資材事業副本部長<br>平成26年6月 同 取締役 執行役員<br>資材事業本部長 (現任)<br>現在に至る | 12,000株     |
|       | 【候補者とした理由】<br>宇田川純一氏は、主に海洋事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。 |                                                                                                                                                                                             |             |
| 7     | 土田 祥之<br>(昭和36年1月10日生)                                                                 | 昭和61年4月 当社入社<br>平成15年6月 同 食品第二営業部長<br>平成19年4月 同 大阪支店長<br>平成22年4月 同 執行役員 大阪支店長<br>平成24年6月 同 取締役 執行役員<br>大阪支店長 (現任)<br>現在に至る                                                                  | 25,000株     |
|       | 【候補者とした理由】<br>土田祥之氏は、主に食品事業部門を通じた豊富な経験と幅広い見識をもとに、取締役の職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。  |                                                                                                                                                                                             |             |

(注) 各取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                             | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                          | 所有する当社の株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | たつ た なお や<br>龍田尚哉<br>(昭和21年12月10日生)                                                                      | 昭和49年4月 当社入社<br>平成11年4月 同 資材営業部長<br>平成15年4月 同 執行役員 環境資材営業部長<br>平成19年4月 同 嘱託<br>平成19年6月 同 常勤監査役(現任)<br>現在に至る  | 21,000株     |
|       | 【候補者とした理由】<br>龍田尚哉氏は、当社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督できる適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役の候補者といたしました。 |                                                                                                              |             |
| 2     | うお もり たもつ<br>魚森保<br>(昭和25年5月15日生)                                                                        | 昭和49年4月 当社入社<br>平成14年4月 同 機械業務部長<br>平成16年4月 同 監財部長<br>平成20年12月 同 内部監査室長兼監財部長<br>平成23年6月 同 常勤監査役(現任)<br>現在に至る | 11,000株     |
|       | 【候補者とした理由】<br>魚森保氏は、当社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督できる適切な人材であると判断し、監査等委員である取締役の候補者といたしました。  |                                                                                                              |             |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社の<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3         | おぎ す ひで つぐ<br>荻 須 秀 次<br>(昭和24年10月16日生) | 昭和47年4月 日本測器株式会社入社<br>平成13年4月 同 西部営業部長<br>平成16年6月 同 取締役 西部営業部長<br>平成21年4月 同 取締役 本社営業部長<br>兼西部営業部長<br>平成22年6月 同 取締役 本社営業部長<br>兼大阪営業部長<br>平成23年6月 同 取締役 営業副本部長<br>兼海外営業部長<br>平成24年4月 同 取締役 営業本部長<br>兼名古屋営業部長兼海外営業部長<br>平成24年6月 同 代表取締役社長 営業本部長<br>平成26年6月 同 代表取締役社長 (現任)<br>平成27年6月 当社 社外取締役 (現任)<br>現在に至る<br><br>(重要な兼職の状況)<br>日本測器株式会社 代表取締役社長 | 1,000株          |
|           |                                         | 【候補者とした理由】<br>荻須秀次氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および<br>妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、<br>社外取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                       |                 |
| 4         | よし たけ おきむ<br>吉 竹 修<br>(昭和26年3月21日生)     | 昭和49年4月 株式会社第一勧業銀行入行<br>平成13年6月 同 戸越支店長<br>平成14年4月 株式会社みずほ銀行 戸越支店長<br>平成15年3月 株式会社みずほコーポレート銀行<br>参事役<br>平成16年7月 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社<br>与信管理室長<br>平成23年6月 当社 社外監査役 (現任)<br>現在に至る                                                                                                                                                                 | 5,000株          |
|           |                                         | 【候補者とした理由】<br>吉竹修氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性<br>および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、<br>社外取締役候補者といたしました。                                                                                                                                                                                                                    |                 |



**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものいたします。補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況                            | 所有する当社の株式の数 |
|---------------------------------------|------------------------------------------------|-------------|
| はら だ ひさ とも<br>原 田 尚 知<br>(昭和28年9月5日生) | 昭和53年4月 株式会社第一勧業銀行入行                           | 0株          |
|                                       | 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行<br>香港副支店長              |             |
|                                       | 平成15年3月 同 トランザクションバンキングユニット<br>シニアコーポレートオフィサー  |             |
|                                       | 平成16年11月 株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店付参事役、<br>株式会社シーイーシー出向 |             |
|                                       | 平成18年1月 株式会社シーイーシー<br>事業推進本部長兼CSR推進室長          |             |
|                                       | 平成22年2月 盛田エンタプライズ株式会社 総括部長                     |             |
|                                       | 平成23年3月 同 取締役 経営企画室長<br>兼関連会社事業推進部長            |             |
|                                       | 平成27年3月 同社退社                                   |             |
|                                       | 平成27年6月 日本ピグメント株式会社 社外監査役(現任)                  |             |
|                                       | 平成28年4月 Mipox株式会社 顧問(現任)<br>現在に至る              |             |
| (重要な兼職の状況)<br>日本ピグメント株式会社 社外監査役       |                                                |             |

**【候補者とした理由】**  
原田尚知氏は、他社において長年の業務経験を通じた幅広い見識をもとに、当社経営の適法性および妥当性を監督していただくとともに、企業統治体制の更なる向上に寄与していただくため、補欠の社外取締役候補者といたしました。

- (注)
1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  2. 原田尚知氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
  3. 原田尚知氏は、平成28年6月29日開催の日本ピグメント株式会社の第80回定時株主総会において、監査等委員である取締役(社外)に選任され就任予定であります。また、平成28年6月28日開催のMipox株式会社の第86期定時株主総会において、取締役に選任され就任予定であります。
  4. 当社は、本議案が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、原田尚知氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
  5. 原田尚知氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、本議案が承認され、監査等委員である取締役に就任した場合、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
当社の取締役の報酬等の額は、平成24年6月28日開催の第126回定時株主総会において年額2億40百万円以内、平成18年6月29日開催の第120回定時株主総会において取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役に對してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額2億40百万円以内、取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役に對してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内とし、各取締役に對する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきますと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は8名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案のとおり承認された場合、取締役は7名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

## 第7号議案

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とし、各監査等委員である取締役に對する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきますと存じます。なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案のとおり承認された場合、監査等委員である取締役は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場ご案内図

## 第一ホテル東京シーフォート 28階 「トップ・オブ・ザ・ベイ」

東京都品川区東品川二丁目3番15号

- 東京モノレールをご利用の場合  
浜松町駅より5分、羽田空港駅より約17分  
「天王洲アイル駅」下車徒歩2分
- 東京臨海高速鉄道（りんかい線）をご利用の場合  
大崎駅より8分  
新木場駅より9分  
「天王洲アイル駅」下車徒歩4分
- JR品川駅（港南口）より都バスをご利用の場合  
「天王洲アイル行」バスにて6～8分 天王洲アイル下車  
「りんかい線天王洲アイル駅」バスにて約5分 天王洲アイル下車

